

大阪府在住の保護者様

大阪府私立高等学校授業料臨時減免制度について

晩秋の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、学校教育に理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、大阪府では、経済・雇用状況の悪化に伴って家計が急変し、授業料の納付が困難になった場合にも高校修学を断念することのないよう、緊急対策として今年度の授業料を減免する事業を実施します。下記の要件に全て該当する場合は対象となる可能性がありますので、本校事務室へご相談ください。

要件

1. 経済・雇用状況の悪化により、本年(平成21年)の所得見込みが昨年(平成20年)の所得と比較して10%以上減少し、なおかつ(平成20年所得に対する)平成21年度の住民税は課税対象だったが、所得の減少により平成21年の住民税が非課税になることが見込まれること
 - * (平成20年所得に対する)平成21年度の住民税がもともと非課税の方は対象となりません。
 - * 世帯所得で判定するため父母共に非課税にならなければなりません

減免額

年間授業料(1年生は施設設備費を含む51万6千円、2、3年生は48万円)を減免

手続き :平成21年12月11日までに、申請書と下記の添付書類を提出してください。

1. 昨年の所得と扶養の状況を確認できる書類として

- ・平成21年度市(町村)民税・府民税納税(特別徴収額)通知書の写し

2. 本年(平成21年)の所得(見込み)を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類

- ・平成21年分源泉徴収票または給与支払者による所得(見込み)証明
自営業の方は税理士等第三者による所得(見込み)証明
- ・社会保険証(又は個人事業主等については、国民健康保険証)

なお、臨時減免制度の対象となる理由を確認する必要がありますので、下記の書類のいずれかを提出。

- (例) ・失職している場合:雇用保険受給者証の写し(離職コードが「11」であること)
- ・同一の会社に勤務している場合:給与支払者による、給与の減少が懲戒、病気、怪我等景気の悪化以外の理由によるものではないことを証明する書面(様式不問)
 - ・自営業を廃業した場合:税務署に提出した廃業届けの写し

注 意 点

- ・ この制度は、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難となった場合のみを対象(病気、怪我、離婚等に伴って急変した場合等は、対象となりません)。
- ・ 大阪府私立高等学校等生徒授業料軽減助成、大阪府私立高等学校等授業料減免と併せて受給することはできませんので、この臨時減免制度と比較し、いずれか助成金額の高い方のみ適用するものとします。
- ・ この臨時減免制度の適用を受けようとする場合、授業料に係る(財)大阪府育英会奨学金貸付と併用することはできません。該当する方は、奨学金を返金いただくこととなりますので、申請時に学校へ申し出てください。

問合わせ先 英真学園高等学校 事務室 担当 佐々木 06-6303-2181

平日 AM 9:00~PM 4:00 土曜日(12/5) AM 9:00~PM 1:00